

東京都市計画地区計画の決定（世田谷区決定）

都市計画大道北地区地区計画を次のように決定する。

名 称	大道北地区地区計画
位 置	世田谷区上祖師谷六丁目及び上祖師谷七丁目各地内
面 積	約 6. 0 h a
地区計画の目標	土地区画整理事業が行われている区域について、事業後の適切な土地利用及び良好な景観形成を誘導し、農地と住宅が調和した緑豊かな市街地の形成をめざす。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標
	土地利用の方針
	地区施設の整備の方針
	建築物等の整備の方針

地区整備計画 建築物等に関する事項	位 置		世田谷区上祖師谷六丁目及び上祖師谷七丁目各地内	
	面 積		約 6. 0 h a	
	地区の細区分	名 称	沿道地区	住宅地区
		面 積	約 1. 7 h a	約 4. 3 h a
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 ※		1 建築物の敷地面積が 200 m ² 未満の場合は、12／10 2 建築物の敷地面積が 200 m ² 以上 500 m ² 未満の場合は、15／10	
	壁面の位置の制限		敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、次に掲げる数値とする。 1 道路境界線から 2 m以上とする。ただし、高さが 9 m以下の部分については、道路境界線から 1 m以上とする。 2 隣地境界線から 2 m以上とする。ただし、高さが 9 m以下の部分については、隣地境界線から 70 cm以上とする。	
	建築物等の高さの最高限度 ※		軒の高さ 1.5 m	
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物等の意匠及び色彩は、周辺の環境と調和した落ち着きのあるものとする。	
	垣又はさくの構造の制限		道路に面して設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものとする。ただし、高さが 60 cm以下の部分については、この限りでない。	

※ は知事同意事項

「区域及び地区の細区分は、計画図表示のとおり」

理由：土地区画整理事業後の合理的かつ健全な住宅地の形成を図るため地区計画を定める。